

※申請前に事前相談が必要です。（転入した時、住宅取得した時など）

多治見市移住支援補助金

～多治見市内へ移住・定住する方を応援します！～

1. 対象となる方

令和4年4月1日以降に岐阜県外から多治見市へ転入し、住宅を取得（※）した
39歳以下の方（※）住宅を新築または購入し、所有権の保存または移転の登記をすること。

2. 支援金の額

△詳しい要件は裏面をご確認ください

転入した年度によって、対象及び支援金額が異なります

複数世帯：50万円／世帯

※18歳未満の世帯員を帯同する場合、30万円／世帯を加算（令和6年4月1日以降の転入者）

単身世帯：30万円／世帯（令和6年4月1日以降の転入者）

3. 申請期限・申請方法・必要書類

申請期限：転入後1年以内（※予算額に達した時点で、交付申請の受付を終了します。）

以下の書類を揃えて、企画防災課人口対策戦略室まで提出してください

- 多治見市移住支援補助金申請書兼請求書（様式第1号）
- 定住等に係る誓約書（様式第4号）
- 市税等の納付状況及び住民基本台帳の確認同意書（様式第5号）
- 世帯全員分の記載のある住民票の写し（「同意書」により確認に同意される場合は不要）
- 写真付き身分証明書の写しその他提示により本人確認できる書類の写し
- 移住前の世帯全員分の住民票の除票の写し（移住世帯員全員が移住前から同一世帯に属していたことを確認する書類）
- 申請者の戸籍の附票の写し（転入前の在住地、在住期間を確認する書類）
- 振込先口座の金融機関名、支店名、種別、口座番号及び口座名義が分かる通帳等の写し
- 住宅に係る建築工事請負契約書または売買契約書の写し
- 住宅の建物平面図（間取り図）の写し
- 建物登記事項証明書の写し（登記簿謄本）
- 就業先の就業証明書（様式第6号）（就業の場合）
- 事業の実施計画が確認できる書類（任意様式）（起業の場合）
- 営業証明書又は開業届出済証明書等、事業を営んでいることを証明する書類（起業の場合）

< 申請書等の各種様式は市ホームページからダウンロードできます。 >

< 問い合わせ先 >

〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地 多治見市企画防災課 人口対策戦略室

電話：0572-22-1376 E-mail：kikaku@city.tajimi.lg.jp

